

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人からの「公職である特定個人に関する県が行った処分（賞罰含む）一切の文書」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定により存否応答拒否とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 24 年 10 月 3 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 24 年 10 月 10 日付けで、異議申立人に対し、以下のような根拠及び理由により、公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）を行い通知した。

(1) 根拠

条例第 10 条（存否応答拒否）に該当

(2) 理由

本件開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定個人の処分の事実があったか否かが明らかとなり、条例第 7 条第 1 号の個人情報を開示することとなるため。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 24 年 10 月 11 日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

実施機関は、異議申立書の不備又は不適法事項に対し、平成 24 年 10 月 26 日付けで補正命令を行ったところ、平成 24 年 10 月 29 日付けで補正された異議申立書が提出され、平成 24 年 10 月 30 日に受理した。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る本件処分を取り消すことを求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件は特定個人が県に申告した介護支援専門員の受験資格内容が事実と異なっていたか否かという真偽の確認である。
- (2) 現時点で公人、公職である特定個人の社会的信用性と高い倫理観は言うまでもなく強く要求されるものであると共に、本件情報公開拒否が社会に与える影響は大きく、特定個人が役員を務める法人の利用者保護を著しく阻害するものである。
- (3) 本件は長崎県情報公開条例第1章総則(目的)に則り公に資するべきであり、公益上の理由による同条例第9条の適用を強く要請する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 不開示(存否応答拒否)とした理由

本件開示請求の趣旨は、特定個人の賞罰に関するもの(以下「本件存否情報」という。)であり、その存否を答えるだけで、特定個人の処分の事実があったか否かという事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号の個人情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示(存否応答拒否)としたものである。

2 条例第7条第1号(個人情報)ただし書アの該当性について

異議申立人がいう介護支援専門員の受験資格内容が事実と異なっていたか否かに起因して県が行う処分の公表については、当該資格に関し必要な事項を定めた法令には規定がなく、悪質性が高いもの等を除き、全国的にも公表されていない。実施機関としても、法令に公表規定がない場合、公表というペナルティを課すほどの事例かどうか、及び、他県における前例とのバランスを考慮すべきであり、悪意の有無に関わらず個人名は公表すべきではないと考えている。このような状況を総合的に勘案し、個人情報保護の観点からも、本件存否情報は法令等の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないと判断している。

3 異議申立の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

- (1) 異議申立人は「現時点で公人、公職である特定個人の社会的信用性と高い倫理観は言うまでもなく強く要求されるものであると共に、本件情報公開拒否が社会に与える影響は大きく、特定個人が役員を務める法人の利用者保護を著しく阻害するものである。」と主張している。

条例第7条第1号(個人情報)ただし書ウにおいて、個人を公人、公職などで区別する規定や公人、公職を定義した規定は有るが、本件存否情報は異議申立人がいう公人、公職及び当該公職の職務の遂行に直接関係する情報ではないため、同条項には該当しない。

また、条例第7条第2号(事業情報)ただし書の規定により不開示情報を公にする場合、人の生命、健康等の保護の必要性和、これを公開することにより害されるおそれのある事業者の正当な利益保護の必要性を比較検討する必要がある。異議申立人は、本件存否情報を公にすることにより保護される利益について、独自の予測に基づき推定し、説明はしているが、本件存否情報を公にしないことにより害されるおそれのある具体的な権利利益保護の必要性を認めることはできず、本件存否情報が条例第7条第2号ただし書の公にすることが必要であるとするに足る特段の事情は認められない。

- (2) 異議申立人は「本件は長崎県情報公開条例第1章総則(目的)に則り公に資するべきであり、公益上の理由による同条例第9条の適用を強く要請する。」と主張している。

条例第1条は、この条例の目的を定め、県政に関する情報を何人にも広く公開する旨の一般原則を規定するものである。一方、条例第3条において、公文書の開示を請求する権利の尊重及び個人に関する情報への配慮が規定されているとともに、条例第7条第1号において個人情報は不開示情報である旨規定されている。従って、本件開示請求への対応については、条例第7条第1号の該当性について判断する必要があるが、該当するため開示できない。

また、条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)では、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第6号(法令秘情報)の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条の不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の高度の政治的判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。しかしながら、異議申立

人は、特定個人が公人、公職であることをもって、本件情報公開拒否が社会に与える影響は大きいなど、独自の予測に基づき本件存否情報を公にする必要性について説明されているものの、公にすることが必要であるとするとする特段の事情は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 存否応答拒否について

異議申立人は、「特定個人に関する県が行った処分（賞罰含む）一切の文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めている。

条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定しており、実施機関は、この規定に基づき、本件処分を行っている。

したがって、当審査会では本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

条例第7条第1号本文では、特定の個人を識別することができる情報などを不開示情報と規定し、同条同号ただし書で、

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、特定の個人を識別することができる情報であっても開示するものと規定している。

本件開示請求は、個人を特定のうえなされたものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人が実施機関による処分を受けたか否かを答えることと同様の結果を生じるものと認められる。

特定個人が実施機関による処分を受けたか否かという情報（以下、「当該情報」という。）は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号本文に該当する。

また、当該情報は、法令等の規定や慣行により公にされている情報にはあたらないため条例第7条第1号ただし書アには該当しない。次に、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとする特

段の事情は認められないため同条同号ただし書イに該当しない。さらに、当該情報は、異議申立人がいう公人、公職及び当該公職の職務の遂行に直接関係する情報ではないため同条同号ただし書ウにも該当しない。

以上のことから、当該情報は条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

したがって、本件請求文書が存在しているか否かを答えることは、条例第7条第1号の不開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第10条の規定を根拠として本件処分を行ったことは妥当である。

2 公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、異議申立書において「公益上の理由による条例第9条の適用を強く要請する。」と主張している。

条例第9条は、開示請求に係る公文書に条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報が記録されている場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

一方で、当該不開示情報が個人に関する情報である場合は、条例第3条後段の趣旨に照らし、十分に保護されるよう最大限の配慮がなされることが必要である。

これを本件についてみると、異議申立人は公益上の理由として特定個人が公人、公職及び法人の役員であること並びに当該法人の利用者保護を挙げているところであるが、上記1で判断したとおり、当該情報は個人に関する情報であり、個人情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも公開すべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第9条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

| 年月日 | 審査経過 |
|-------------|-----------------|
| 平成24年11月9日 | ・実施機関から諮問書を受理 |
| 平成24年11月27日 | ・実施機関から理由説明書を受理 |
| 平成24年12月26日 | ・審査会（概要説明及び審査） |
| 平成25年2月14日 | ・審査会（審査） |
| 平成25年3月25日 | ・審査会（審査） |
| 平成25年3月29日 | ・答申 |

長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|-------------------------------------|---------|
| 大内和直 | 長崎大学経済学部教授 | 会長 |
| 石橋龍太郎 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 大島信裕 | 長崎新聞社総務局次長 | |
| 福村喜美子 | NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長 | |
| 山中英子 | 司法書士・行政書士 | |